

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成24年度第4回 川西市補助金等審議会		
事務局(担当課)		総合政策部 政策推進室 行財政改革課 (内線:2112)		
開催日時		平成25年2月20日(水) 18:00~19:50		
開催場所		川西市役所4階 庁議室		
出席者	委員	岡本 清 和田 聡子	佐々木 保幸 加門 文男	中川 幾郎 築瀬 繁子
	その他	地域分権推進課長		
	事務局	総合政策部長、政策推進室長、行財政改革課長、行財政改革課長補佐、行財政改革課主任		
傍聴の可否		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1. これからの補助金のあり方 公募型補助金の検討 2. その他		
会議結果		1. これからの補助金のあり方 公募型補助金の検討 公募型補助金の検討について、事務局より説明を行い、各委員より質問を受けるとともに、各委員による議論を行った。 また、次回の答申に向けて、事務局において、今までの議論を基に答申(案)のたたき台を作成し、各委員へ配布し、その意見を次回審議会までに事務局で集約し、答申とすることとなった。 2. その他 日程調整を行い、次回開催日時を3月26日(火)18時からとした。		

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成24年度第4回川西市補助金等審議会を始めさせていただきます。</p> <p>今日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>この審議会は、川西市補助金等審議会規則第3条によりますと、委員13人以内で組織するとなっておりますが、現在の総委員数は6人で組織されております。なお、今日は、委員の皆様がご出席でございますので、当審議会規則第6条第2項にございます審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないという定足数は十分満たしております。したがって、当審議会は有効に成立しているということをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、早速会議次第に入ります。事務局さんから、本日の資料などについてのご確認をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>【配布資料の確認】</p> <p>【審議会公開の再確認】</p>
会長	<p>それでは、議事を進めてまいります。</p> <p>前の審議会では、統合型補助金の検討をしていただき、皆様にご議論いただいたところです。</p> <p>今日は、もう一つのテーマがございまして、参画と協働のまちづくりにおける公募型補助金、公募型補助金の検討についてご議論いただきたいと思いますということでございます。</p> <p>まず、資料1をご覧くださいなのですが、この議論を始めるに当たりまして、ちょっとだけ言葉を差し挟む僭越をお許しください。</p> <p>以前に私も携わって議論した末に作成いたしました、参画と協働のまちづくり推進のイメージという図がお手元にあります。これは、第5次総合計画の基本構想にも乗せていただいているんですけども、今回、事務局さんのほうから、この図に基づいてガイダンスをちょっとしてほしいという旨のご意向を受けました。それで、この図の説明を少しだけ私からさせていただきます、皆様にご議論いただければと思っております。その図を見ていただければ、議論のイメージも掴めるのではないかと思います。その後、公募型補助金を検討するに際しては、地域分権制度との関係が深く関わってまいります。ですので、地域分権制度についての一定の理解を深める必要があるかと存じます。この点につきましては、事務局さんからご説明を行っていただき、その上で公募型補助金の説明を踏まえて、この点につきましては、事務局さんのほうから地域分権制度についてのご説明を行っていただき、その上で公募型補助金をご理解いただいた上での議論を進めていきたいと思っております。</p> <p>なお、今回は前回事務局さんからもご説明いただきましたように、具体的な議論は今日で一旦終結して、次回は答申という運びになりますので、委員の皆様方はその点を踏まえていただきまして、忌憚のないご意見をお願いしたいと存じます。</p>

会長	【資料1 参画と協働のまちづくり推進イメージ】 に基づき説明。
事務局	【資料2 地域分権制度の論点】 に基づき説明。
会長	はい、ありがとうございました。 それでは今の説明、つまり地域分権制度にちょっと絞りたいと思うんですが、これにつきまして、何かご質問等ございませんか。これはよくご存じの委員さんもいらっしゃると思うんですけど、何かございますか。ご質問。
委員	質問と言うて、まだ進めている中なんで、まだ具体的には描けてないんで、まだちょっと時間はかかると思うんですけど、ただ進めていく中でのコンセンサスがなかなか取れないのが事実ですね。地域としてはやっぱりちょっと難しいところなんですけど。
会長	今のところ14地区ですよ。14地区をベースとして進めていこうということですね。
委員	もう24年度として、ほとんどもう回数はこなされているわけですね、ワークショップを。
委員	はい。
委員	しかし、なかなかまとまらないという状況。
委員	というか、あと1回なんですけども、次回で今度結論が一応出すという形になっていきますけども、ただやっぱり我々の思いと、その地域の中の方の思い、それと自治会の会員の方と、そうでない方とか、いろんなこうしがらみというか関係が出てきますんで、我々だけで勝手にぼんぼんと決めちゃって、よーいどんでいけるのかどうかという不安感があります。正直なところ。
会長	はい、どうぞ。
委員	私の地域のほうは、3回の会合は済んだんですけども、実際に私は福祉として出てくる分であって、まとめるのは市のほうでまとめてもらってるんですか。これは。そのところがちょっと書類を見せてもらって、こちらで訂正するところはさしてもらったというような形でやったのかなという思いがあるんですけど。
事務局	今の3回、終了していただいたところにつきましては、こちらから一定まとめたものをお渡しをさせていただくのと同時に、市内その14地域全部いろいろお話聞かしてい

	<p>ただいた後に、一定基本方針みたいな地域分権制度がこうあるべきだ、みたいな基本方針というのは出させていただいて、またそれのご説明にも上がらしていただこうというふうに考えております。</p>
委員	<p>だから結果的にはこっちが結論出しても、市と今度すり合わせというのが出てくると思うんですよ。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
委員	<p>その間で、果たして譲り合えるかどうかとか、そういう問題がこれからもっと難しい問題が出てくると思うんです。あくまで今やっているのは理想的なところを進んでやっていってるだけなんで、現実にはこうですよということをまだ今やれきれてない。</p>
委員	<p>そうですね。今はここではあげてるだけですよ。</p>
委員	<p>その理想的なものという中でも、その地域の特性のような案が出てるわけですよ。</p>
委員	<p>だから、多分先ほどの地域とこちらの地域は違うでしょうという意味です。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
委員	<p>その特性というのは、やっぱり例えば年齢層とかほかにはどんなものですか。</p>
委員	<p>だから年齢的なものと、あと地域的なその安全性というんですかね、それと福祉、それから大体大きいのはそこですよ。安全性と福祉で3世代というか、要は人口減少によるこれから高齢化ですね。</p>
会長	<p>他の委員さんいかがですか。</p>
委員	<p>そうですね、まだちょっと現状がよく分からないんですけども。今伺ったお話でちょっと私もちょっと全体像がつかめないの、ぼんやりした質問になるんですけども、こういうものを進めていかれるときは、先ほどもおっしゃったんですけども、その新しい受け皿づくりというのを進められていますので、そうなったときに、その従来の受け皿とのこの調整といいますか、そのあたりを他市ではどうされているのか、それを本市にどういう形で適応されようとしているのかということだけはちょっと私も見えないので、何とも申し上げられないというのが本音です。</p> <p>もう1点、これもぼんやりはイメージ的に思っているのが、その14地区で新しい分権制度のもとで受け皿づくりなど進められているときに、制度ができ上がって、それを受ける14地区の力量がやっぱりそれぞれ違うと思いますので、そうなったときに非常にこ</p>

会長	<p>ういった制度を積極的に利用できるエリアもあれば、そうじゃないエリアも出てきて、それを全市としてどう調整されるのかという、ちょっと補助金の議論とどうつながっていくのかというのは、まだちょっと私も見えないんですけど、今ぱっと感じたところは以上2点です。</p> <p>ちょっとだけ整理しますね。今は公募型補助金の議論はやっていませんので、地域分権制度の議論にちょっと絞ってます。地域分権制度において適応される市からの支出される金は交付金に切り替わります。ですから補助金じゃないですね。交付金ですから地方交付税交付金と同じような性質のものになります。いわゆる一般財源化できるということですね。ですから繰り延べ使用ができる。繰り越し使用ができる。そういうものになります。ちょっと今、委員がおっしゃったことは、全国どこでも問題になってることなんですが、例えばある市などのようなやり方は、もうある日突然やると決めて何月何日一斉スタートというやり方なんですけれども、大変批判が多いです。今、委員がおっしゃったように。いかにその市いうたって一枚岩でもないし、地域自治はさまざまです。ですので、体制が整ったとか、あるいはそれをこの非常に希望する熱意が高いとか、内部コンセンスができましたというところから順次スタートすれば良いというのが普通ですね。それもいついつまでにしなさいというのは言わない。むしろ努力目標としていついつごろが嬉しいですよという方はあっても。そうしないと大混乱起こる可能性があります。とは言いながら、つくってもいないところと、頑張ってたつったところと同じ扱いになるというのは変な話なので、頑張ってたつったところにはそれなりのインセンティブを働かすというちょっとした差別化はされていますね。ですから、スタートできないところは従来どおりでいかざるを得ない。つまり2重構造になる危険性はあります。しかしながらスタートしたところは、行政との窓口もこのようなまちづくり協議会、もしくは地域づくり委員会が表窓口一本化されますという流れに今なっています。川西市もどっちかいうたらその方向狙ってるんですよ。よーいどん、一斉になんて言っていないんですよ。</p>
委員	<p>だから今1番問題になるのは、そのよーいどんでやったときはもうレベルが全然違いますから、今のそのままの組織で受け入れるのか、新しい組織でやり直すのかによってかなり変わりますんで、そうすると先ほど言ったいろんな地域の中の自治会であるとか、一自治会はある程度は統一できるんですけど、いろんな地域、自治会出てくると、その辺の受け皿をじゃあ新しくつくるのか、そのまま受けてやっていくのかとなると、結局新しくつくらなければ今のままやったら結局来たやつを、それを振り分けるような形になってしまうとあんまり意味もないと。そうなれば完全に解体をして、その地域でもう一度新しく組織をつくり直したほうがやりやすいかも分かんないですね。ただ大変ですけど。そうしないと受ける側がそこまで出してないのにやったよとなると、今の話の市じゃないんですけど、これはもう大混乱起こると思いますよ。</p>
会長	<p>よろしい、冒頭から発言して。現実には委員さんおっしゃったように、全部一斉</p>

にばらばらにして、新規スタートに一例もありません。絶対にその事例はないです。それは理想論であり、ある意味ではこれは非常に怖い議論になっちゃうんですね。ほとんどが例えば従来どおり自治会もあるし、連合自治会もある。社会福祉協議会、校区委員会も組織されている。PTA連合会もある。どう違うのと言ったら、小学校区単位でそれぞれのそういうランチが集合体になるということですわ。だからPTAサイドのPTA連合協議会の流れる情報というのは、各小学校区単位のPTAにやっぱり従来どおり流れるんですね。でもP連経由でずっといくんじゃなくて、まちづくり協議会をとおして流れるいう形に変えていくんです。そういうふうになんかちょっとずつ変えていくんですね。既成の団体は全部一斉によーいどんでばらせなんていう指示は、どこの自治体もやっていません。ただおっしゃった自治会、町内会、これはものすごい重要な問題で、同じ自治会と名乗っていても、マンション管理組合の自治会もあれば、もう非常にしっかりした伝統を持ってる自治会もある。その自治会をベースとした母体から、地域の言わば代表委員みたいなのが選出されてくるというのが、これは大筋に皆認めていくわけですね。そういうシフトの仕方を、今、一生懸命みんな工夫してますわ。だからスクラップアンドビルドじゃない。修復しながらやっているというのが実態です。そこで出てくる問題が、じゃあ自治会が連合自治会イコールまちづくり協議会、一緒に住民自治協議会にしたらいじゃないかという議論あるんですけど、実はこれがまた法律的な問題がありまして、自治会は任意の団体なんですね、加入は強制できない。最高裁判決でも、加入強制ができませんという確定判決出ているということ。もう一つ大きな問題は、世帯加入方式が全国共通なんです。世帯方式です。世帯別会費なんです。だから理論的に言うたら100人の家族でも一緒に、単独でも一緒に。これは世帯内自治の原則に立っていた明治以来の伝統なんですよ。それは近代的な個人主義的、民主主義に合わないという問題があるので、ですので、そういう協議会の中の基礎的な団体としては、実態的に皆認めてるんですけども、連合自治会がまとまったのがそのまま住民自治協議会になるやないかというのは大きなミス、今の問題があります。自治会に入っていない人も実は構成員になっちゃうので、そういう意味では、これある種の多分これ条例認定団体になってくるんですね。条例による認定団体になりますから、公共団体になります。言葉は難しいんですけど、地域のちょっとした小さな政府みたいになってきよることです。ちょっとした仕事もできる。うまいこと説明できてるかどうか自信ないですけど、何か補強的に説明することあったら。

事務局

いや、もう会長おっしゃっていただいたとおりです。

会長

よろしいですか。

事務局

委員さんからご指摘あったように、これから具体化するにつれて、各論になるにつれて、さまざまなその調整すべき課題が出てくるというのもこれ確かなんですが、先ほど説明申しあげましたように、市のほうから問題提起だけをするのではなくて、4月から専任の担当職員を置きます。その職員と一緒に、その受け皿も含めてサポートし

会長	<p>ていきたいというふうに考えていまして、具体的には27年度以降の制度創設ができる場所から順番に移行していくと、こういう形を目指しております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ある市なんかはホームページをご覧になったら載っています。こういう地域自治協議会をつくるステップを4段階ステップに分けて、一番最初がすべての団体が一緒のテーブルで議論しましょうというラウンドテーブル段階。何を議論するか言ったら何に困ってるかという。人手がない、金がない、時間がない、みんな出すわけですね。そうすると金と人手を持っている団体も出てきよるわけですわ。その団体を応援しましょうとかね。それからパワーはあるけれども、本当に時間がないというPTAみたいな団体とか、それと老人会が手結んだらうまいことできたとか、こういうジョイントをしていくわけですね。それで地域の言わばリーダー集の横のつながりが段々強くなってきて、話ができるようになる。</p> <p>第2ステップでここに書いてある地域の現状分析して、どんなまちにしていきたいか、何を防止せないかんとか、つまり現状の中のよいところと困ってるところ、全部摘出していくわけですね。それを工程表に載せてみて、何年ぐらいで将来こういうまちに持っていけるかなということ逆算して行って、誰がそれをやったらええねんと割り振っていくわけですわ。そうすると計画ができてくるんですね、構想と。それができたら、次はいよいよ正式に役員体制つくるか、あるいは組織体制をどうするかという綱領、規約、組織設計に入っていくんです。それで発足しますと、次は第4段階は、仕事にとりかかるという実働部隊として動きだす。本当は第5段階ありまして、法人として自立し、なおかつ専任事務局長自前で、コミュニティビジネスで雇いだし、そして自前の広報も発行する。指定管理者団体にもなる。市の公共事業を一部受けて、住民票の発行なんか代理発行する。そのぐらいの事業体として自立すると、いうところもあるんですけど、この市はもう第5段階までは書いてません。でももう第5段階に入っている団体もあります。郡部にいけば。これは郡部のほうが必要性が高いんです。そういう構想ですね。なので欲を言うならば、役所が集めた税金を民間の一部上場企業などの大手の事業体に民営化だの、委託料だのと持っていかれるよりは、土木建設事業はちょっとしんどいけれども、ちょっとした住民事業ぐらいうったら、地域のコミュニティ団体が受託者になって使っていくとなれば、地域雇用も維持ができるし、地域で経済還流できるでしょうと、そういう思想もあるわけですわ。だから暇というかな、ボランティア精神でさしていただいていますというところをつとまるランクと、いやちゃんここから先はプロとして頑張るといって、そういうランクのところと、だんだんだんだん上がってきます。</p> <p>はい、どうぞ何か。</p>
委員	<p>自分の地域のことぐらいしか分からないと言ったらあれですけど、今、公園とかをやっているのは、地域で引き受けてやったりしていますよね。あとは、うちはおもろ能があれになるのかなとか、あるいは公民館の仕事があれかなというようなことぐらいしか</p>

	<p>ちょっと分からないんですけどね。</p>
会長	<p>コミュニティビジネスの事例ですよ。実際にやったのはある市がすごくやってますよ。</p>
委員	<p>ああ、そうですか。</p>
会長	<p>ある市では、恐竜の里づくり言うて、もうビジネス始めています。グッズ開発とか、それと。</p>
委員	<p>自分たちで考えてやるんですね、まちづくりを。</p>
会長	<p>ある町なんかでは、もうコミュニティバスを運行してます。協議会は。コミバス運行をやっています。それから僕がよく知っている、いつも応援しているある地区では、留守家庭児童会をやって非常に好評だったんで、よその学校からもやって欲しいと言われて、4小学校、留守家庭児童が一手に引き受けて、委託料をもうけてます。</p>
委員	<p>なるほど、そうかそうか。</p>
会長	<p>小学校の元教員とか、元保育士とか、元看護師とかが、がさがさいてはるんですね、その地区は。そういう人らみんな集めてビジネスモードでつくってやってますね。</p>
委員	<p>学童保育。</p>
会長	<p>道路除草とか、公園のちょっとした管理とか、そんなのもほとんどコミュニティ協議会とか、そういう地域づくり委員会がやっているというのが郡部ではビジネスとして当たり前になってきてます。ただ、高木の剪定はちょっと専門知識いるし、落下事故が怖いので、これだけは土木屋さんをお願いしてるというのが多いですね。ある県では、確か国道に関する安全管理いうかな、これを各団体に頼んで穴が空いてる何やとか言うのは全部通報してもらって、その件数ごとに何かお金渡しますみたいなことやってますよ。国道事務所とタイアップして。いっぱいあるんです、お金儲けしようと思ったら。というような話です。</p> <p>他に何かございませんか。ご質問、ご意見。</p>
委員	<p>質問というところでは、この14地区の力量の違いは、委員もおっしゃってましたけども、これ結局やらざるを得ないところに来てますから、じゃあいかにこの力量を収斂させていくかということと同時に、やっぱり一つモデルになる、ちょっとやっぱりリーダーシップとれるようなモデルの地区というのが、今も多分かなりあると思うんで、やっぱりそこは率先して少し見せていく必要があると思うんですよ。</p>

	<p>それで2枚目なんですけど、これが延べ人数がどんと書かれてるんですが、多分、力量の差だとか、その地域のいわゆる力の度合いとか、述べ人数も14地域あって、バランスよくその人数14で割れるわけではないと思うんです。なので、今ざっくりでいいんですけど、この14地域で参加された部分で、ものすごく少ない1桁のところもあるのか、どうなのかな、必ず参加しなきゃいけない会長さんとかいるのかもかもしれませんけれどもこの辺いかがなんでしょうか、その参加者の反応といいますか、そのバランス。ちょっと教えて、ざっくりでいいんですけど。</p>
事務局	<p>すみません。今ちょっと細かい資料持ってないんですけど、記憶の範囲では、昨年度につきましては、人数的にはそんなには各地域ばらつきはなかったんです。ただ、やはり年齢層、若い人が入ってらっしゃる地域とか、結構年配の方が多かった地域、それから男性ばかりだった地域とか、そういったところでやはり構成メンバーの違いというのがありました。</p>
委員	<p>あと、もう一つちょっと質問なんですけれども、この25年度からですか、行政側の方の中から地域担当職員というのがいらして、各地域においていくということですよ。会議に参加してその現状分析だったり、相談受けたりという、いわゆる橋渡しのことをなさる職員というのは、その14地域に対して何人で、どういう形で担当職員を考えるんですか。</p>
事務局	<p>25年度につきましては、一応3人ということで配置を、専任なんですけど考えております。ただどうしてもその基本方針、先ほどご説明した分ですけど、あれを出していくのは6月中ということを目途にしておりますし、4月からすぐに配置したからといって、即地域のほうに行って何かできるというものでもありませんので、当然その地域の方々とお知り合いになったりですとか、地域の情報をいろいろ集めたり、そういった期間というのが当然必要になってまいりますので、そういう状況が整ったらということになりますけども、一応4月からその配置ということにはなっております。</p>
委員	<p>ちなみにこの3名というのは、既存の今の職員の方なのか、割とエキスパートといいますかね、そういう方として、市のほうが委託されるとか何かどういうふうなんでしょうか。</p>
事務局	<p>市の職員でございます。</p>
会長	<p>地域担当職員制度というのは、もうほとんど導入されていっています。ある市は全区88人もう配置につけてます。職制で言うと係長級以上つけてます。</p>
委員	<p>かなり川西は少ないですか。人口的なものにもよりますけど。</p>
会長	<p>むしろ人口の多い大型自治体のほうが専従職員を配置につける傾向がある。それから</p>

	<p>中・小型自治体は、全職員を地域担当兼務させるという町村の場合は。そういう傾向になってますね。ある市なんかは一地区、7、8人編成でスタートしたんですけど、片一方で職員が非常に減らされていってるんで、ものすごい負担に耐えられへんということで倒れ始めてきたんで、部長級の専任の地域担当監というか、監督の監という職名で部長級ですけど3人つけて、1人大体平均4から5地区は担当しています。そのかわり朝から晩まで走ってますわ。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>ただ、地域担当職員制度のいいところは、先ほど委員がご懸念なさってた地域のばらつきありますよね、成熟度の違い。実情の違い。その実情の違いに応じた仕事をしたらいいわけだね。だからなかなか話がまとまらん、あるいは認識がお互いに共有できないと言った場合、認識を共有するための仕事は一緒にすると。だから遅れているところは遅れを取り戻すための応援をするということね。だからある程度、行政との間で対話が必要になってきたら、行政との間の橋渡しをまるで翻訳者みたいにやってあげる。行政には地域の言うてるのはこういうことやと、地域には行政の言うてるのはこういうことやと、つないであげる仕事ね。コーディネーターみたいに。それから今の自治会とか、ああいう地域の役員さんは討論ということに全然慣れてません。伝達、了解の世界なんですわ。不満があれば動かない。あるいは知らんという顔してたらええわけで、それって何やねんということと言わないでしょう。それ言うたら失礼やという。だから討論技術も教えないといかんです。</p>
委員	<p>この3名というのは、本当にころころ変わってたら、信頼関係だとか、そのおっしゃるコーディネートだとか、その辺でかなり重要な役目だと思うんで、ちょっと私も人数が少なくてびっくりしたんですが。</p>
会長	<p>それも一つの考え方と思います。その3人は大変苦しいというか。</p>
委員	<p>すみません。その選出というのは地域から選ぶんですか、それとも関係なく職員として選んで出していくということですか。</p>
事務局	<p>そうですね、今のところ基本的な方針も出てないんですけども、その地域からというのは今のところはまだ考えてないですね。</p>
会長	<p>あんまり地域に密着している職員はかえってしんどいかもかもしれません。</p>
委員	<p>そうなんです。いや、だからそれを言おう。だから関係ないほうが言いやすいし、こちらも言いやすいし、向こうも言いやすいという。あまり密着しあうと、お互い遠慮し合うところがあるので、だからそれをちょっと逆に確認しようかなと思って。私として</p>

	<p>はそのほうが関係ないところのほうがやりやすいなというふうに思います。今おっしゃったように。</p>
<p>会長</p>	<p>小さい町村なんかの場合は、もっと突っ込んだ話しますと、地域で自治会長やってます、区長やってますというのは、地域担当職員からはわざと外すんです。頑張ってくれてるからいいよということになる。例えばある市に住んでいる人が、例えば隣のある町に勤めるとしますやんか、そういう職員こそ地域担当やってくれと当たるわけです。むしろ変なひもがつかないから。</p>
<p>委員</p>	<p>他市町村のほうが。</p>
<p>会長</p>	<p>地元で役員やっていますというのは、もう地域担当から外しとんです。むしろそのほうがいいと言う。そのかわり地域で頑張っってねと言う。</p> <p>さっき言ったのは、地域担当職員の仕事なんですけど、私は4つあるといつも言うてるんですね。一番最初は地域の人が全然気づいてないことがあるんです。地域の人が思っている地域イメージと現実がずれていること多いんですよ。なんとなしに年寄りふえてきたなと言うて、ごっついもう年いってきてと言うけど、全然高齢化してなかったとか。むしろほかのまちよりまだ若いやんかいうのに、元気がなくなってるだけとかいうのもあるし、そういう意味で何て言うんですか、科学的に問題点をデータの的に提示してあげるといことも大事なんですよ。行政データをね。</p>
<p>委員</p>	<p>渦中にいると分からないということですよ。</p>
<p>会長</p>	<p>当事者は見えない。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>会長</p>	<p>だからマクロな面から見せてあげる。それからお気づきになってないかもしれないけれども、このまちの将来を見たときに、もう次の役員体制がつかれますか、つくれないとするならあと5年でもうアウトになりますやんかとか言うて、言うてあげないと。そういうトラブルシューターと僕言うてるんですけど、抱えている困難を摘出してあげて見せてあげると言う。</p> <p>その次はさっき言った議論ができる集団、あるいはルールをつくる。ワークショップを教えてあげるとか、ワークショップルールというのは、以外と高齢者は抵抗するんです。場を独占したがつて、3分間待つのだよと言う、日清のチキンラーメン原則。3分間はだまって人の話聞け言う話のことですよ。それをすぐに割って入って入ったり、こんな幼稚園の遊びごとみたいなことやってられるか言うて、席立って帰ってしまう人もいますしね、そういうのをそれでは議論にならないでしょうと行ってつないでいく。そういうファシリテーターもやらなあかん。だから行政との間で言うたらインタープリ</p>

	<p>ターと言うか翻訳者。ほんで立場の違う人を出会わせるというコーディネーター。最後の最後になったらもうここまできたら手離しますよ、でも事業起こしましょうねとか、こんな資源あるじゃないか言うて、いろいろつないであげるとプロデューサーの役割もある。それを全部最後は地域にぼんと委嘱するわけです。もう完全に法人化して独立しました、はい、地域担当撤退いたしますという、そないなるには10年かかると思いますけど。そういうイメージです。あくまでこれ川西が言うてはるからじゃなくて、僕が今まで関わった経験上のいろんな事例を寄せ集めてるだけやから、川西はこうだということじゃありませんから。</p> <p>それでは地域分権制度について一定ご理解をいただけたのではないのかなと思いますので、続きまして、公募型補助金について議論を集中したいと思いますので、事務局さんからご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料3 公募型補助金について】 に基づき説明。</p>
会長	<p>はい、今ご説明いただいたことで、イメージちょっと湧いていただきましたでしょうか。今の説明について何か分かりにくいとかいうことのご質問ございましたら。</p>
委員	<p>すみません。これはあれですか。今14団体あるコミュニティとは別のまた組織をつくってもいけるということですか。</p>
事務局	<p>いわゆる地域の部分につきましては、今まさにお話を進めていただいている地域分権制度、これがございますので、この公募型補助金の中で、それは一緒に議論してしまうとちょっと話が複雑になってしまいますので、この地域の部分については、一応事務局側の考え方としましては、地域分権制度が確立されるその中で議論していただくお話になるのかなということで、今ちょっと。</p>
委員	<p>ちょっと今聞いた受け取り、正直なところ、いやそれとは別に度々つくって、定款とかつくって、じゃあ申請しますと言ったらOKかというようなニュアンスにもとれんことないんですね。</p>
事務局	<p>その部分にそれが例えば一定の地域であるとか、その一定の地域だけのお話になってくると、この公募型補助金というのではなくってしまふ。それがオール川西に対して何かするんですよと、その地域コミュニティの例えばですよ、コミュニティの枠というのを外れた川西市全域に対する何か事業しますといった場合は対象になってくるということ。</p>
委員	<p>これ最初から続いていっているわけですね。言うたら別々の考え方じゃなくてね。</p>

事務局	はい。
委員	まずオール川西があってから、その地域の中でじゃあ何をやっていくかということを考えて、じゃあオール川西のためになりますねということの公募ということですか。
事務局	それがその対象になってくるであろうということで、その機関が第三者機関のほうで、そちらのほうで判定をしてもらうというようなイメージになります。
委員	対象が川西住民にするものにあるということですよ。例えば何々の会で川西のいろんな人たちにきていただいてする事業ということですね。
会長	そういうことです。
委員	それでとにかく補助金としては、2分の1の補助金ということですね。
事務局	これは一例になりますので、そういうふう縛る必要はないということもあるかというところもちょっとご議論いただけたらなと。
委員	ああ、そうですか。
会長	話が分かりにくくなってるかなと、僕も懸念してたんですけど、いわゆる川西が言うてる地域分権制度の主体は、地縁型団体の集合体である協議会ですよ。これに対しては補助金をできるだけ統廃合して、交付金方式に切り替えていきたいという話やと思うんですよ。それは何年かかけてね、じんわりじんわりやりましょうと。こっちの公募型補助金は、地縁型ではなくて最近の言葉で言う支援型、テーマ型団体とも言いますが、世間でよく言うNPO、市民公益活動団体、それを対象としたものとイメージされたらどうでしょう。だから今、委員さんがおっしゃったことは、理論的には不可能ではないんです。例えばまちづくり協議会の中に、一つNPOこしらえて事業部門をつくって、うちのまち協の中にもすごい子育て上手なグループがおるんやと、この子育て上手なグループがあちこちに呼ばれていくから、ここのグループでこれでちょっと商売しよかとやってもええわけやし、そのグループがまち協の範囲を飛び越えて全市民対象に何か事業をやろうといったときは、それは可能です。だからコミュニティが生み出したNPOいうのもあるわけです。ただ対象が全市民になりますよと。まち協だけを対象にしたらそれはだめですよと。だからそういう発展段階にいったら、その暁にはその話はOKだと思います。
委員	これ例えば補助対象事業について、要綱なりでかなり縛ってイメージをつくってしまうか、あるいはかなり自由度を高くしてその第三者機関に判断を委ねるか、そういう違いも出てくるかと思えますね。あとその第三者機関の力量次第ということもあるかも

委員	<p>しれませんし、あるいは他市の例からいってどれぐらいの応募が来るんだろうかと、それ次第で第三者委員会が忙しくてそんなにいちいち考えてられないとかになるかもしれないし、どんなものでしょう、どれぐらい来るんですか、こういうのって。</p>
会長	<p>一つすみません、よろしいでしょうか。私もひとつボランティアグループで知ってるんですが、補助金というのは、とにかく半分しか出ない。あとは会員もその会員会費は出してますけれども、じゃあ皆さんに出していただく費用はどうするんやというようなところ聞いたことあるんですよね、実際に費用的に。自分たちが持ち出ししないといけないんかというような活動もあるんですけれども、来られる方からお金をいただくとか、そういうのがあるんですけれど、やっぱりその補助金が2分の1で決められるというのがちょっときついなと思うようなところ感じたことがありますね。</p>
委員	<p>スタートラインは大概2分の1ですよ。</p>
会長	<p>そうですか。</p>
委員	<p>その2分の1でも欲しいとあれば、これだけジャンプアップできるというパワーのある団体しかできないですね。</p> <p>それともう一つ、補助金がなくなったらどうしますというのがありますね。例えば、継続事業で3年まで認めているというケースはあるんですけど、これで3年目終わったらどうしますといったら辞めますなんてところは、初めから力がなかったんだと思います。委員さんおっしゃったのは、ある市では2回やってるんですけど、予算額で1番大きかったときで4,000万、最近では2,000万ぐらいです。2回あって、一つはテーマを決めて、これについてやってくれる市民団体と、今年は東日本大震災支援やったんです。東日本大震災を支援する市民団体に補助金をあげましょうというやり方ですね。</p>
会長	<p>だから、その第三者委員会は資格審査まで全部やるんですか。</p>
委員	<p>資格審査までは委員会ではできないですね。事業内容だけですね。</p>
会長	<p>大丈夫なんですかね、それ。</p>
委員	<p>それは書類審査でやります。</p>
会長	<p>いい加減なのが。</p>
委員	<p>いい加減な団体は書類審査で大体見破れますわ。書類審査というのは、事務局がやってくれはるんですよ。</p>

委員	<p>ちょっとすみません、そこから疑問なんです、この公募型補助金に対しては、私はもう方向的には非常にいいものだったなと思うんですが、前回まで議論してきました、そのD区分の補助金の中で地域以外の団体に補助しているものなどがあるんですけども、これとどう違うんでしょうか。</p> <p>もう1点それと関連して、この補助金を今回こういう形で本格的に議論されるということは、これまで川西市で例えばそのNPOの団体などが、さまざまな取り組みをされる際の補助というのは、どういう形でされていたのでしょうか。そこがちょっと分からないので、なぜこれがそのNPOの方々云々ということが重視されて、検討の題材として出てくるのかというそのストーリーがちょっと見えにくいのですけれども。</p>
会長	はい、どうぞ。
事務局	<p>先ほど、従来のD区分、地域以外という形でさしていただいている補助金をその部分につきましては、実際には、その前回統合型補助金ということでお話させていただいた中からのコミュニティの補助金になるかと思うんですけども、それ以外の補助というのは、いわゆる既存の補助金というのがございまして、既存の補助金というのは、例えばその市が今従来こういうふうな市政の発展のために合致する目的ですということ補助してるという形になってまして、それが従来の補助金になります。ただその公募型ということで導入する際には、ある一定のその整理というのは、今後必要にはなってくるかと思うのですけれども、今現在その団体が例えば新たな取り組みでこういうのをしますよというのが出てきた場合は対象にはなってくる。公募型の対象にはなってくる可能性あります。ただその従来の補助金を受けている団体が、要は並列で存在するという形になる。</p>
委員	<p>簡単にイメージすると、例えばその川西市で先ほど会長もおっしゃられた、子育て支援するようなグループがあって、そういう方たちが市に対して、今現在その補助金の申請をされた場合には、全く受けられないのでしょうか、それとも何かあるのでしょうか。それと、この議論されようとしている公募型補助金と違いというのがよく分からないんですけど。</p>
事務局	<p>今現在、川西市が補助している場合、その各個別の団体というのには補助金が交付されていないんです。それが連合体になった場合、例えばPTAの補助金があったとした場合に、各小学校のPTAには、それぞれ市から直接補助というのを出していないんです、PTA連合会ということになった、その連合体になったところに対しての補助、これを今が現行の補助制度になります。</p>
委員	<p>なるほど。特定のNPOなどのグループに対する補助金はないということですね。それをつくろうとしているという議論ですね。分かりました。</p>

会長	<p>もっと古い話から言うと、川西市全体の補助金を、これのもう一つ前の審議会ありましたね。そこで全部いっぺん整理をして、これは止めましょうとか、これはこういうふうに残しましょう、これはちょっと将来の政策のために残してもいいけど、制度変更してほしいとか、そういう整理をしていっぺん答申返しているんです。その整理の上に、こういう公募型補助金に切り替えるべきではないのかという空白領域が出てきたんですね。そのためには団体補助も、もうちょっと整理、統廃合しないと財源出ないというのが一つ。</p> <p>それからもう一つ大きな要素は、こういう地域分権制度やっていく場合、各14地区、13小学校、14地区に財政自立してもらったら相当大きなお金を捻出しなないといけませんよね。その財源としても補助金というのがやっぱり根っこ入れなあかんと、そういう議論があったんです。だから予算の組み替えをしていこうとするに当たって、一つはこっちの地域分権型、交付金への財源、一つはこの公募型補助金の財源という組み換えをしていかないといけないという、こういう流れになっていると思うんですね。だから今先生おっしゃったように、単発のNPOの団体がいいことやってても、今の制度だったらそこに対して助成金を差し上げる道がない、その回路を開くというのがこの公募型補助金なんだと、こういうふうに私は理解しています。</p>
委員	<p>やっぱりこの資料3で、この今後の考え方で書かれている文章でしたら、NPOなどが市政に参画するための補助が充実されていなかったためとあるので、あったのか、なかったのか、はっきり分からないので確認した次第なんです。よく分かりました。</p>
委員	<p>すみません。資料3の1番最初の公募型補助金についてで枠が3つ組まれてるんですけども、何かもう一つ私もこの資料の何て言うんですかね、まとめ方に対してちょっと何となく見えないといいますか、と言いますのは、公募型補助金の定義はこれがないとこの補助金はどういうものかというのは、もちろんこれ最初に分かるんですけども、その次に、結局、川西としてこの公募型補助金をどうするかということをもうちょっとしっかり書いていただかないと今後の考え方というところを見ましても、今も本当に委員がおっしゃったことも御意で、結局1番最初この資料1でこういうことするための公募型補助金というかね、資料1のこういうまちづくりイメージに、この公募型補助金をどんどん活かして行って、結局市民が自発的に、そしてあわよくば本当にコミュニティビジネスにいく自立的なコミュがいっぱいできるという、そういう方向性をやはりこちらの資料3のところに今後の考え方のこんなだけでは全く見えてこないですよ。</p> <p>それでいきなり今後の考え方が2番目にきて、公募補助金の考え方がこう来てても、少し順序も何か反対なような気もしますし、もうちょっとフローチャートの定義がこうある。川西市の現状というもので捉えて、だからこういう補助金の考え方があるから、今後こういうまちづくりのためにこうしていくんだ、こういう考え方なんだというふうに持ってきていただかないと、非常にこの何かまとめ方では、と言いますのは公募型補助金の考え方、1番下の地域分権制度との関係というのがこんなところに入ってきているんですけど、ちょっとこの4つの丸について議論してくださいと言われましたけど、</p>

この丸の4つ目というのは、ちょっと公募型補助金の考え方というよりも、もっと大きなイメージだと思うんですね。だからちょっとここに入るよりは、今後の考え方ところに、この4つ目の丸が入ってもう少しまとめていただく必要があるんじゃないかなとちょっと思ったんですけど、その辺事務局側はどうお考えになりますか。言っている意味分かりますかね。

公募型補助金というものを川西がどうしていくかというイメージが全然見えないので、もったいないという気がするんですよ。せっかくこの資料1で分かったのに、この公募型補助金とは全くタイアップしてないことに対して、ちょっとやっぱり私も委員がおっしゃいますように、そのNPOとか市政の参画というものが全く今までやってなかったのかどうかというの、ちょっと不明瞭になってくるので、非常に何かこういうことをやっていこうと言う住民にはちょっともったいないかなという気がするんで、もうちょっとこの今後の考え方という部分をまちづくり推進イメージ図と、ちょっと調和させていただけたらと思いますけど。何か対象事業だとか定義とか基準というのは、これは本当考え方の枠組みだと思うんですけど、丸の4つ目の地方分権制度との関係というのは、本当もうちょっと大きく捉える必要がある。

会長

これ地域分権制度との関係というのは、書かんでもよかったかもしれないね。これは別問題として議論してるし。

委員

そうですね。

委員

ある意味補助対象事業として、こういうのはむしろその地域分権制度のコミュニティの中で取り入れたらいいんじゃないかという、そういう分類もありうるわけですね。そういうことかな。

会長

資料のつくり方はあとで考えてもええと思うんですけど、議論として整理しときましようか。

一つは、川西市の住民さん、市民さんの世界を構成している集団というのは二通りありまして、一つが地縁型のコミュニティ系団体、このコミュニティ系団体を群雄割拠を分立して、ばらばらの状態で資源の無駄遣いではないかと言うことと、超高齢化、少子化が進んで、川西の10年後はもう高齢化率、今より10%跳ね上がるとそう考えたとき、今、手を打たないとだめだ言う危機意識で持って地域の再強化作戦のために資源をちょっと集中したいと、それが一つですよ。

もう一つは、アソシエーション型のいわゆる個人市民結集型の目的別団体という市民資源もある。だからこれは市民社会における横系と縦系みたいなもんなんですというふうに理解してもらって、その横系に当たる地域コミュニティ団体については、地域分権制度で強化していきましょう。縦系に当たるNPO型市民公益活動、アソシエーション型活動の強化については、今後、公募型補助金で支援し、活性化を図りましょうと、こういう2本柱やと思うんですよ。そのために必要な財源がやっぱりどうしても捻出せ

ねばならないという背景もあるので、行革の中でそれを考えるとすれば、現在の既設の補助金のあり方を見直さざるを得なかった。見直した結果、地域に流れているコミュニティ系の団体への助成金は何本もあることが分かったと。これをできるだけ統合化して、交付金化していく方向に持っていきましょうということですよね。

もう一つの公募型補助金については、その他の各種団体とか、連合体とか、いろんな団体ありますけど、それについても見直す中で、公募型補助金への厳守も切り出していきたいと、こういうことやと思うんです。ただ一斉にばしっと切るとですね、それぞれの団体やっぱり打撃も大きいので、じわじわじわとこういうふうな方向にシフトしていきたいと、こういう説明ではないのかなと。だから私の説明下手くそかもしれませんが、市民社会の横系組織と縦系組織と両方に支援していきたいと、こういうことやと思うんです。

条例上、例えば地域の団体、このごろカタカナ使う条例も許されてきているんで、コミュニティ団体という言い方と、片一方は市民公益活動団体という言い方で、NPO型の団体と仕分けしてる条例もよくありますわ。どちらも市民団体なんですけど。ですから公募型補助金を議論するにおいて、その財源どうするのなんて話が出てきたときに、混線するのが嫌だから地域分権制度との関係については、ちゃんとすみ分け検討していきますよというふうにわざわざ書きちゃったんやね。気持ちがそやからそこにぼんとにじみ出てしもたんや。財源論からいくと元は1本やからね。だから混線さしてもらいたくないという、そんな市民公益活動団体に公募型補助金のお金出すぐらいなんやったら今のまま置いといてくれやみたいなこと言われたらかなわんがなという思いですよ、ここはね。それとこれとは話別にしましょうよと。

それから補助対象事業についても、地域コミュニティ団体は地域コミュニティの範囲の中の人たちのいわゆる地域公共性を追求する団体です。だけどNPO団体は、川西オール川西全域の不特定多数の市民の利益を追求する団体ですよという、そういうふうに整理がされていくかなと思いますね。

委員

例えば、商店街活性化事業なんていうのは、全市的ではないから、これは公募型の枠に入らないということなんですかね。

会長

可能性ありますね。ただその商店街が活性化することによって、全市民的に利益得られますよという。

委員

それを第三者委員会が判定するんですね。

会長

今、委員さんおっしゃったこと、とてもよく出てくるデリケートな問題なんですけど、不特定多数の第三者利益というのは一般的公益定義なんですけど、不特定多数の第三者利益という言い方すること自体が大変誤解を招く危険性あるんですね。そうすると特定少数の当事者利益に見えるものは全部排除されちゃうんですけど、それ言い出すと、例えば知的障害者を家族に持つ人たちの家族会なんていうのは、特定少数の当事者利益や

	<p>ないかと、それぐらいの補助金という人出てきますよね。そういうこと言う人いますよ。さあ、どう考えると言うんですか。私はちゃんと論理立てますけどね。我々の子どもとか今の将来の孫とかに、そういう知的障害を持って出てくる子どもがいらないとは限らないし、明日はわが身と皆思えば、今、同時代生きる我々としてそれに対する制度整備とか、社会整備をしていくというのは、今の時代を生きるものの義務ではないんですかという説明はするという、時間軸における平等性とか、水平軸の平等性だけでなく、それも論法として必要でしょうと。駅前商店街の活性化のために言うたら地域やないか言う人も出てきますよね。商店街活性化のために、ただのあんた商売人の利益のために何で金、維持費出さなあかんねんと言ったとき、そのときいやいやそこで上がる税収が最終的に市民に還元されるじゃないですかと言う説明、苦しい説明するときもあるわけですから、こんな再開発事業で言う論理ですよ。</p>
委員	<p>川西のある駅前やったらまだしも、別の駅前言われたらちょっと違うかなと。</p>
会長	<p>また、その次の理屈があって、そういうどっちか言うたら、小型の駅前の再開発がうまくいったら、それモデルになるじゃないですか。</p>
委員	<p>なるほどね。</p>
会長	<p>ほかのところも元気になるん違いますのとか、そらいろんな理屈ありますわ。</p>
委員	<p>すみません。もう1回再確認したいんですけど、今、会長のおっしゃったよく分かったんですけど、参画と協働のための中から出てくる公募型補助金じゃないよということですよ。要は全市的な考え方の分だけですと。というのはコミュニティでこういうことやりたいから公募しますということじゃないってということですよ。</p> <p>そういうことですよ。</p> <p>全市的に関わるものについて公募として受けましょうということですよ。だからこの今言われている、14コミュニティの中のこれをやりたいから公募しますということじゃないということですよ。そういう理解でよろしいですね。</p> <p>はい、分かりました。それやったらはっきりしました。何かこれの延長上でやるかなというようなイメージがあったんで、そうすると議論は全然違うと思うんですよ。もう公募やったら公募のこれをどうやるかということだけを議論すればいいことであって、それをちょっと私個人がコミュニティの中からの部分でやっていって、それが全市でどう関わっていくかということを考えてやれと言うことやったら、ちょっと大変な話になってくるんで、それはもう別のものですよ。</p>
委員	<p>両方とも参画と協働で、それを参画と協働を推進するための資金的な一つがその地域コミュニティであり、もう1つが公募型補助金。</p>

委員	<p>それがかえれば、コミュニティのほうにも返ってきますよということになりますよね、大きく言えばね。そういうことで2本立てだという考え方でいい。はい、分かりました。すみません。ちょっと理解ができない。</p>
委員	<p>むしろ川西はもう既に遅れてるほうですよ、公募型は。結構もうあっちこっちでやっていますね。</p>
委員	<p>これテーマ型とフリースタイル型やったら、どんな感じなんです。テーマ型のほうが、先ほど事例言われましたけど、テーマ型のほうが多いんですか。</p>
会長	<p>いや、少ないです。</p>
委員	<p>そうなんですか。</p>
会長	<p>ある市の場合はいくまでも補助金なんです。受託料事業はゼロです。補助金、補助事業ですから住民側の責任でやってください。だけど今回は東日本大震災、救援ということテーマとして住民側の責任で頑張る事業を公募しますということですね。それが行政テーマ型の補助事業ですね。他のある市なんかの場合は、行政責任でこういう事業やるべきじゃないですかというのを住民から支援で自由型で出てくるというのがあるんです。本来、行政の責任でやるべき事業だけど、こういうことやるべきじゃないんですか、私たちも一緒に手助けしますよという、そういう協働型の提案事業もあります。反対に行政がこういうボランティアをつくって、こういう施策をやりたいんだけど、一緒に手組んで頑張ってくれる企画、立案、事業実施まで同伴してくれる住民団体を募るというのもあるんですね。それは行政提案型、テーマ型、委託事業ですね。ここでは委託じゃなくて、どっちも補助やから、まだ委託のところまでは踏み込んでません。</p>
委員	<p>川西はかなり民度が高いと思うんですよね、ですから、こういうやっぱり公募型の補助金というのは、遅ればせながらもスタートしたら、やっぱり内容とまたそういう応募があるんじゃないかという期待感がありますけどね。ただ、第三者機関というのは、やっぱりしっかりやって自由度を多く与え、そのしっかりやってもらう中で、限られたその補助金をうまくバランスよく。機関が大事ですね。</p>
会長	<p>近くでは1番早かったのはある市ですね。この近辺では。とある市を除けば。こういう公募型補助金で立ち上がった事業はコミュニティFMでしたね。コミュニティFM。FMはもう何か補助金切れていますけど、頑張ってるんですけど、頑張ってるんですけど。</p>
委員	<p>自立されてるんですか。 すごいですね。</p>

会長	この補助対象団体の定義のところでは営利を目的としない団体だけではありませんけど、ほかの非宗教、非政治というのはもう当然のことやから省いてあるわけですか。当たり前のことやから。
委員	補助対象団体というのに対して、あまり団体というふうに縛らないところもありますよね。中には。
会長	団体でないところ。
委員	団体でなくても何かそんなの聞いたことあるんですけどね、公募型で。
会長	それは法人格のある、ないを問わないということじゃないんですか。
委員	ああ、そうか、そういうことですかね。
会長	ある市がそうです。NPO法人取ってなくても結構ですと。団体するのに実態があればええと。
委員	額としてはそんなに多額のものじゃないので、手続きとかが大変だったら、やっぱりこの制度はいきないですよ。
会長	<p>そういう点で中間支援型NPOとか中間支援団体が頑張っているまちでは、こういう補助金の申請のお手伝いもその団体がやってくれるんです。相談来てくださいと。一緒になって書きましょうと。何か議論が何か止まってしまってますけど、イメージとしては交通整理できました。何かカタカナで言うたら地域のやつはコミュニティ団体、こちらで言うと公募型補助金のやつはアソシエーション型ですね。そう思ってください。</p> <p>公募型補助金については、審査基準とか、条件の整備とかというのは、先発事例いくつかありますね。</p> <p>阪急電車沿いの線路を見てたら大概出てきますわ。それを集めて川西バージョンつくったらいいと思います。さほど難しくはないと思います。委員、あそこの市もありましたっけ。</p>
委員	あそこの市は確か割とNPOで支援いただけてますね。
会長	今の市長が出身やからね。
委員	はい。
会長	ほかに、ご質問とかご意見ございませんでしょうか。

委員	<p>やっぱりやるからには活発に利用されなければいけないんで、そのための形をとるようなことが大事だと思います。ならばあまり要綱で縛らずに、対象事業についても緩やかに、例えばさっきの商店街活性化、そういうのも拡大解釈でもいいから、その第三者機関に委ねる。だからそのちょっと強力な第三者機関も設けるといことが寛容かと思えますね。</p>
会長	<p>はい。ここは兵庫県のパワーアップ事業を所管してるのは阪神県民局ですか。</p>
事務局	<p>阪神県民局ですね。</p>
会長	<p>パワーアップ事業に応募する、こういう民間団体というのは、この川西から出てます。たくさん出てますか。</p> <p>あのパワーアップ事業のいわゆる経費の考え方とか、対象経費はどうやとかというのが使えると思うんですよね。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
会長	<p>兵庫県スタンダードやから、皆それに慣れてはるん違うんですか。補助対象経費の例というのは、こういうパワーアップ事業のやつの方が詳しいかもしれない。</p> <p>今、委員からありましたように、第三者機関が大事だという話とか、審査する機関ですね、ほかこういう公募型補助金に関して、こんなふうな使い方したら生きるん違うか、こんな使い方したらだめなん違うかとかいう、そういうご意見ございますか。</p>
委員	<p>その補助対象経費のところなんです、3ページの表の3で補助対象外となる経費の例とありますが、かなりこの助成を得たい団体からすると、まさにこの だとか、 だとか、 ですよとか、この当たりの補助が1番必要なんじゃないかなと思うんですが、ここをやっぱりこ旧態依然と言うとちょっときつい言葉かもしれませんが、あえて現状はやっぱりここは外されてる点と、例えば商工行政の場合でしたら、空き店舗のチャレンジショップ制度などでは、当然、家賃補助というのはもうありますので、やっぱり自治体行政として商工的な行政の中では、家賃などへの補助はしているのに、こういったタイプの一般的な補助金ではしていないという、その辺のギャップというか、二重性に対してはいかがでしょうか。この辺やっぱり求めてはるん違うかなというのが1番感じるのところなんですけども。</p>
委員	<p>あえて言えば、費目が団体事務所等の維持管理経費である場合の家賃がだめだという、理屈違いますかね。そうじゃない家賃、空き店舗活性化、団体事務所の維持管理じゃないですね。そういうふうに捉えてもええのかな。</p>

委員	ああ、そうかもしれないですね。
会長	だから、これは私の経験に過ぎませんが、家賃、光熱費とか人件費でも、その当該補助を申請した事業に伴うものは認めてるといことがあります。つまり団体が仕事しようとしよまいと当然使う家賃とか、当然ずっと配置につけてる事務員さんとか、それのところに食い込むような使い方しなやと。だからそれ以上に大きい事業するのにやったら使ってもいいよみたいなね、そういうやり方があったと思います。だから事務に伴う人件費、事業に伴う家賃というのは、認めるというケースはあったと思うんです。
委員	一つ考えたんですけど、その公募して提案がありますね、それは提案そのものを丸々呑むか呑まないかのじゃなく、さらに例えば第三者機関が、これはこういうところであれば呑めるんだとかいうやり取りをできるようになれば、さらに良いものになっていくかと、これも第三者機関の力量なんですけどね。そういうのはありますか。
会長	いや、第三者機関は判定機関、審査機関なので、対話する時間があまりないですね。例えば20件を申請されて1日でやると言ったら朝から晩までぶっ通しです。
委員	そんなあるんですか。それは大変ですね。
会長	10件でも丁寧にやったら午前、午後2回になります。
委員	それは書類のみですか。
会長	いやいや。プレゼンテーション。
委員	プレゼンですね。
会長	ヒヤリングと質問、質疑応答。
委員	それ全部。書類審査。
会長	書類審査はもう終わっています。
委員	そこで落とすとかではなくて。
会長	書類審査は事実上、事務局でもらってるんですよ。
委員	じゃあ、ある程度絞り込めますか、そこで。

会長	<p>だから明らかにこれ駄目というのは、もう書類の段階でもうご辞退いただいているとか、だからもうこれ合格したものだけが来て、その書類はほんと机の上にあるんですけど、我々ももう全部事前に目通してプレゼンに入るんです。だからもう審査会の仕事ってすごい過労になります。</p>
委員	<p>かなり負担ですね。</p>
会長	<p>もう終わったら、もうぐたっときますわ。</p> <p>じゃあ、よろしいでしょうか。ということは大筋この公募型補助金の何ていうのかな、設定いうか、これについては皆さんご了解いただいているのではないかと思います。</p> <p>それでは、この議論以外にほかに何かご質問なりご意見ございましたら賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上で本日の議事については、このぐらいでよろしゅうございますか。</p> <p>最初にお話しあげましたように、次回は答申をお出しするということになりますので、誠に申し訳ありませんが、事務局さんにおかれまして、これまでの審議会での議論をもとに答申のたたき台、それを作成していただいて、委員の皆様方にご配布いただくと、皆様のご意見を次回の会議までに事務局さんで集約していただく。そしてその集約したものを答申、本体ということにしたいと思います。次回の審議会では、その内容を皆さんで再度確認していただいた上で、市長に答申するということになりますので、よろしく願いいたします。ですから、その場ではよほど修正があっても、微修正程度にとどまるような練り上げをしとかんといかんの、各委員から何か修正意見とか、あるいはここはこうしたらという意見があったら全部そこへ集中しますんで、そこは事務局さんと私とで調整するというにいたしましょう。</p> <p>それでは次の2の、その他に移りたいと思いますが、事務局さんのほうで何かございますか。</p>
会長	<p><b>【次回の補助金等審議会の日程調整】</b>  <b>【次回開催日時を3月26日（火）18時からとした】</b></p> <p>それでは、次回は3月26日の晩、18時ということを目途で、また後日ご連絡を正式にいただけたと思います。</p> <p>それでは、どうもありがとうございました。</p> <p>本日の会議はこれで終了させていただきます。</p>